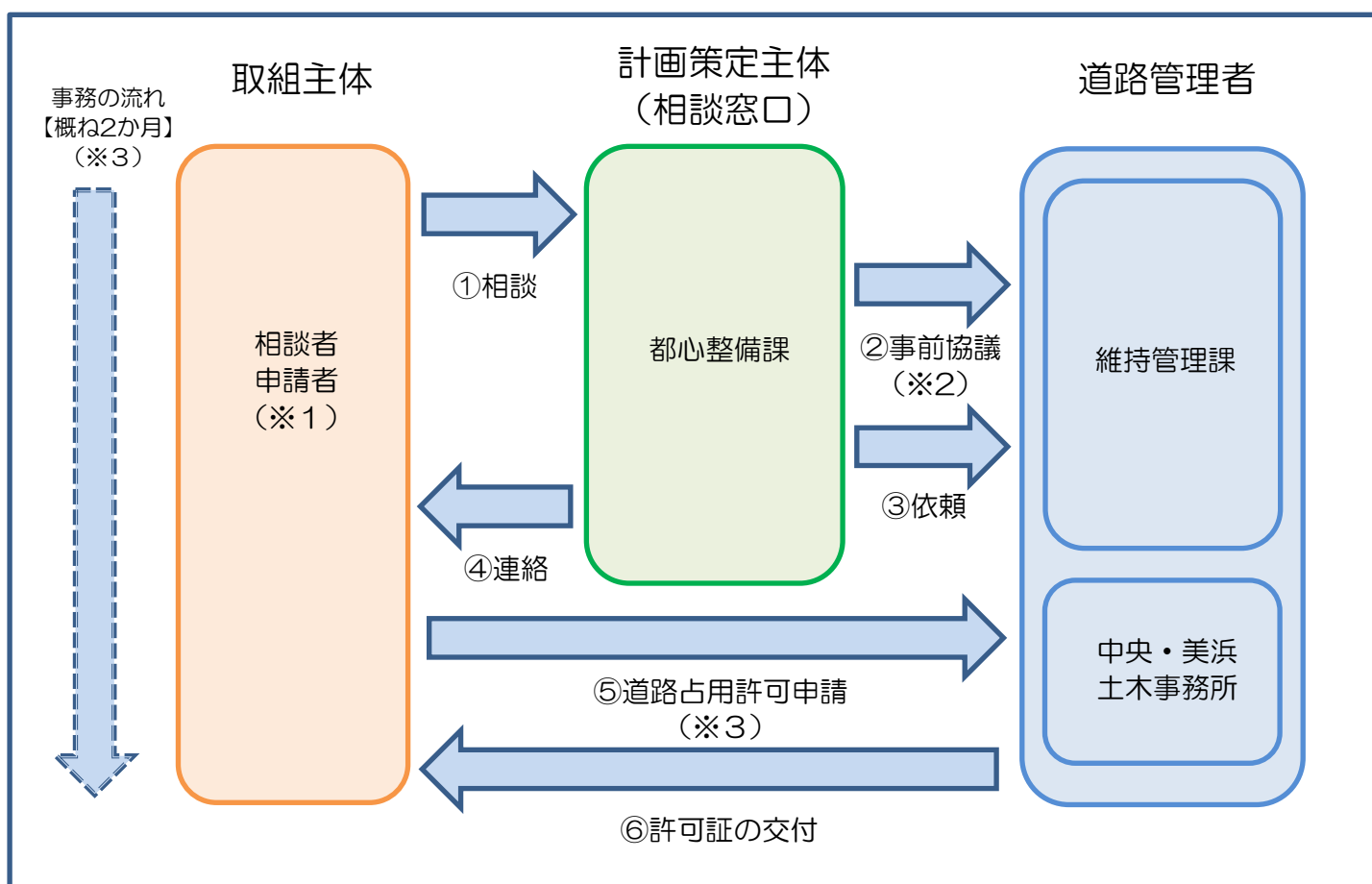


## 千葉都心地区における『道路占用許可の特例制度』を活用した新規の取組みに係る事務の流れ



## 事務の流れ

- ① 取組主体は「都心整備課」に特例制度活用(道路上での看板・広告、食事施設・購買施設等の設置について、取組概要がわかる) 函面・企画書等により相談する。
- ② 『都市再生整備計画』の策定主体である「都心整備課」が、新規の取組みが整備計画に基づく特例占用の実施主体・対象施設として扱うかどうか、道路管理者(維持管理課)と事前協議のうえ判断する。
- ③ 道路管理者(維持管理課)との事前協議が整い、特例占用の対象と扱うと判断した場合、「都心整備課」が道路管理者(維持管理課)に依頼文を送付する。
- ④ 「都心整備課」から相談者に対し、道路管理者との協議結果等を連絡する。
- ⑤ 取組主体が『道路占用許可申請』を「中央・美浜土木事務所」に行く。
- ⑥ 「中央・美浜土木事務所」より申請者に許可証が交付される。

## 備考

- ※1 取組(占用)主体は、「商店街組合等」地域の事業者等や市民、大学等により構成され、自ら地域の意見調整等を行うことができるもので市長が認めたものとする。  
例：①商店街組合等  
②協議会等  
③実行委員会等 (以上、『都市再生整備計画(千葉都心地区)』を参照)
- ※2 必要に応じて、「都心整備課」が、屋外広告物条例所管(都市計画課都市景観デザイン室)等と協議する。
- ※3 申請者は、「千葉中央警察署」へ『道路使用許可申請』を行うほか、必要に応じて、保健所、消防署等へ届出等を行う。
- ※4 期間【概ね2か月】は、取組(占用)場所が『特例道路占用区域』(規制緩和区域)内の場合の目安であり、『特例道路占用区域』外の場合は、『都市再生整備計画』の変更等が必要となるため、別途期間を要する。